



※「県立病院医療事故調査委員会」について

- ・重大事故等が発生した場合、病院局医療安全管理委員会の依頼により、事故等の原因の調査・分析を行う。
- ・調査の客観性を高めるため、委員は外部の有識者で構成し、第三者的機関と位置づける。
  - \*委員 20名 ・常設委員5名(専門委員と兼務1名)
    - ・専門委員16名(心疾患、がん疾患、精神疾患及び小児疾患の分野各4名)